

## 難病の医療費助成制度の申請手続きのご案内

難病の医療費助成の支給を希望される方は、患者さんの住所地の保健所に、必要書類を添えて申請してください。

必要書類は次のとおりです。

### 全員が必要な書類

#### ◆全員共通の書類

- 1 □ 特定医療費（指定難病）支給認定申請書
- 2 □ マイナンバー調書
- 3 □ 臨床調査個人票（指定医が作成したもの）
- 4 □ 医療保険の所得区分に係る同意書

#### ◆医療保険の種類によって異なる書類（\*下記の表を参考にしてください）

- 5 □ 住民票（続柄の表示必要）
- 6 □ 医療保険証の写し
- 7 □ 市町村民税課税（非課税）証明書（申告済のもの）

（注1）所得の内訳、所得控除額の内訳、市町村民税所得割・均等割の記載のあるもの

（注2）義務教育を修了していない者で、かつ、所得がない場合は、課税証明書の提出は不要

保険の種類	住民票	医療保険証の写し	市町村民税課税 （非課税）証明書
国民健康保険	「住民票の世帯」全員	同じ国民健康保険加入者 全員	国民健康保険に加入 している方全員
後期高齢者医療保険	「住民票の世帯」全員	同じ住民票上の後期高齢 者医療保険加入者全員	後期高齢医療保険に 加入している方全員
国民健康保険組合	「住民票の世帯」全員	同じ国民健康保険組合加 入者全員	国民健康保険組合に 加入している方全員
被用者保険 （ ・全国健康保険協会 ・健康保険組合 ・共済組合 ・船員保険）	被保険者及び患者	被保険者・患者	被保険者 （注）被保険者が非 課税の場合は、患者 本人の課税証明書も 必要

#### ◆国民健康保険・国民健康保険組合に加入している場合

- ・同じ医療保険のご家族のうち、修学等の理由により住民票が異なる方についても、住民票と医療保険証、市町村民税課税（非課税）証明書が必要です。

#### ◆医療保険の世帯（同じ医療保険に加入している者）全員が、市町村民税課税非課税の場合

- ・患者本人（患者が18歳未満の場合は保護者）の収入が80万円以下か超えるかで自己負担上限額が変わりますので、収入が分かる書類を添付してください。

例：障害年金・遺族年金等の年金額改定通知書の写し、特別障害者手当・特別児童扶養手当等の証書の写し 等

### 該当者のみ必要な書類

- 8 □ 医療保険の世帯（同じ医療保険）内に他に特定医療費（指定難病）又は小児慢性特定疾病医療費の受給者がいることを証明する書類  
（受給者証の写し（申請中の場合は申し出てください）及びその方の医療保険証の写し）
- 9 □ 人工呼吸器等装着者であることを証明する書類

※ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の開始に伴い、個人番号の記載が必要です。申請時に運転免許証等の本人確認書類と、通知カード等の個人番号を確認するための書類の提示をお願いします。詳しくは住所地の保健所へお問い合わせください。